

すぎJOBサポーターの申し込みについて

すぎJOBサポーターの趣旨

すぎJOBサポーター制度とは、杉並区内の企業・団体等と杉並区が連携して、若者の就労支援活動に取り組むことを目的としています。職場体験の受入や、各種セミナー等への講師派遣などさまざまな就労支援活動に取り組んでいただき、若者の就業を推進していくもので、この就労支援活動に取り組んでいただける区内企業・団体等の皆様を「すぎJOBサポーター」といいます。

企業・団体等；企業、NPO・NGO、福祉施設、大学・高校・専門学校、個人等です。

ご協力いただきたい内容について

区及び就労支援センターが実施する業務・行事等です。

- 通常の企業・団体等の活動の中で、できる範囲でのご協力をお願いします。
- 協力をお願いしたい場合は、ご都合等をお聞きし実施いたします
- 協力いただく内容や詳細については、調整の上、実施いたします。
- 受入条件に合わない場合は、お断りいただいてもかまいません。

☆求人情報の提供

- 就労支援センターのPRコーナーへの企業紹介と求人募集案内の掲示
- 区ホームページの「就職応援ナビすぎなみ」への求人情報の掲載

☆社会適応力訓練・就労準備訓練の受入

- 杉並区就労支援センターの「若者就労支援コーナー（愛称：すぎJOB）」と「ジョブトレーニングコーナー（愛称：すぎトレ）」の登録者を対象に、短期間、就労訓練等の受入れをしていただく。

☆短期の職場体験の受入

- 就労活動をしている若者を、短期間、または、時期を限定して受入れていただく。
- 通常の企業・団体等の活動の中で、できる範囲でご協力いただく。

☆職場見学の受入

- 「職場」とはどのようなものか知ってもらう。
- 区内企業の特徴や魅力を知ってもらう。

☆各種セミナー等への講師派遣

- 豊富な経験を持った事業主・人事担当者、若手社員等がセミナー等の講師として講和をしていただく。

☆広報活動への協力

- 就労支援活動のためのポスターを掲示
- チラシ、リーフレット等の資料の掲出、
- 企業・団体等のホームページでのリンクの貼付

就労支援活動に関するポスター掲示；不特定多数の区民の目に触れる場所への掲示をしていただく。

「すぎJOBサポーター」として協力いただくためには

☆参加の申込要件

- ①若者の就労支援に理解があること。
- ②杉並区内に事業の拠点を有すること。
- ③労働関係法令を遵守していること。
- ④公序良俗に反する事業を行っていないこと。

☆参加の申込受付

- 申込み・問い合わせ先

杉並区産業振興センター就労・経営支援係

167-0043 杉並区上荻1-2-1 インテグラルタワー

電話 03-5347-9077

FAX 03-3392-7052

すぎJOBサポーターになると

- すぎJOBサポーター参加証を発行いたします。
- 区広報、ホームページで活動の状況等を紹介いたします。
- 「〇〇〇〇（企業・団体等名）は、杉並区の若者の就労を支援する「すぎJOBサポーターです」という標語を広報等（名刺、ポスター等）にご利用いただけます。

すぎJOBサポーターの取消

- 下記の要件に該当した場合は、「すぎJOBサポーター」の取消等をいたします。

☆取消の要件

- ①辞退の申し出があったとき。
- ②事業の廃止又は休止したとき。
- ③区の信用を著しく失墜させたとき。
- ④サポーターとしてふさわしくないと判断したとき。
- ⑤取消等があった時は、登録書の返還及び自らの広報はできなくなります。